



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 31 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 人 事 委 員 会 告 示

※口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正..... 1

○ 人 事 委 員 会 公 告

平成30年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）公告..... 1

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示第3号

平成17年滋賀県人事委員会告示第7号（口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、平成30年8月31日から施行する。

平成30年8月31日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

表滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）の部中「滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）」を「滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用を除く。）」に改め、同表滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）の部の次に次のように加える。

滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）	第一次試験の合計得点および順位ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点	第一次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第二次試験合格発表の日から1箇月間	

人 事 委 員 会 公 告

平成30年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）公告

平成30年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

平成30年8月31日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

1 試験区分および採用予定人員

試 験 区 分	採用予定人員	勤務予定先	職 務 内 容
行 政	5 人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
総 合 土 木	5 人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村振興整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

（採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。）

2 受験資格

- (1) 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

- (1) 試験日 平成30年12月2日(日)
- (2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 方法 大学卒業程度の筆記試験およびアピールシートによる試験を、次の方法により行います(200点満点)。
 - ア 「行政」 筆記試験(教養試験)、アピールシートおよび適性検査を次の方法により行います。
 - (ア) 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。
 - (イ) アピールシート(配点100点) 記述式により、これまでの社会経験の実績と、その経験を県職員としてどのように活用できるかについて評価します。具体的な質問事項は第1次試験当日に提示します。また、試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。
 - (ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)
 - イ 「総合土木」 筆記試験(職務基礎力試験および専門試験)、アピールシートおよび適性検査を次の方法により行います。
 - (ア) 職務基礎力試験(配点50点) 択一式により、公務に必要な基礎的な知的能力についての筆記試験(「社会的関心と理解について問う分野」、「言語的な能力を問う分野」、「論理的な思考力を問う分野」の3つの分野から出題)を行います。75問出題、全問必須解答とします。
 - (イ) 専門試験(配点50点) 記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。出題分野は別表のとおりです。複数問出題し、うち4問選択解答とします。
 - (ウ) アピールシート(配点100点) 記述式により、これまでの社会経験の実績と、その経験を県職員としてどのように活用できるかについて評価します。具体的な質問事項は第1次試験当日に提示します。また、試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、職務基礎力試験および専門試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。
 - (エ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)
- (4) 第1次試験合格者の発表 平成30年12月中旬に滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

- (1) 日時および場所 平成30年12月22日(土)および12月23日(日)に大津市内で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います(500点満点)。
 - ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。
 - イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接(プレゼンテーションを含む。)および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 平成31年1月中旬に滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として平成31年4月1日の予定です。
- (2) 給料は、滋賀県職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案のうえ決定しますが、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、月額228,115円(地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。
- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア 原則として、インターネットにより申し込んでください。滋賀県のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ インターネットによる申し込みができない場合は、必ず平成30年11月9日(金)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。

ウ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

(2) 受付期間 平成30年10月22日(月)午前9時から平成30年11月21日(水)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日までは、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般

